

改正社会福祉法が公布

社会福祉法人制度の改革等

福祉サービスに株式会社やNPOなど多様な主体の参入が進み、社会福祉法人の在り方が問われる中、公益性と非営利性の徹底と説明責任の遂行、地域社会への貢献を主とする社会福祉法人制度改革を盛り込んだ改正社会福祉法が第189国会で成立しました。

社会福祉法人制度改革の概要

制度改革の概要は、大別すると運営の透明性の向上と財務規律の強化と、改正法で「無料または低額な料金による福祉サービス（地域公益活動）の提供を社会福祉法人の責務とする」と明記された、地域における公益的な取り組みの責務化が挙げられます【表を参照】。

社会福祉法人は昭和26年の制度創設以来、今日まで福祉サービス供給確保の中心的な主体として、その時々の

社会福祉法人制度の改革

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。	
1. 経営組織のガバナンスの強化 □ 理事・理事長に対する牽制機能の発揮 □ 財務会計に係るチェック体制の整備	○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。 ○ 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備 ○ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備 ○ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
2. 事業運営の透明性の向上 □ 財務諸表の公表等について法律上明記	○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 ○ 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等
3. 財務規律の強化 ① 適正かつ公正な支出管理の確保 ② いわゆる内部留保の明確化 ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資	① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等 ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化 ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の増築、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金 ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等
4. 地域における公益的な取組を実施する責務 □ 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める	○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等
5. 行政の関与の在り方 □ 所轄庁による指導監督の機能強化 □ 国・都道府県・市の連携を推進	○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ ○ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 ○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

厚労省「社会・援護局関係主管課長会議資料（平成28年3月3日）」より引用

社会環境に伴う福祉ニーズに配慮、利用者の権利擁護や生活の質の向上に取り組んできました。今回の改正により、社会福祉法人の固有性が明確化され、地域に根差した取り組みが更に広がることを期待されます。

（企画調整・情報提供担当）

障害者差別解消法が施行

互いを認め合い、共に生きる社会へ

障害のある人もない人も、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、障害のある人への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」を求める「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行されました。

差別的禁止と合理的配慮

「不当な差別的取扱い」の禁止とは、行政機関、企業や店舗等の事業者が障害のある人に、正当な理由なく、障害を理由にサービスの提供を拒否したり、提供に際して場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけるなどの差別をすることを禁止するものです。具体例としては障害を理由として学校の受験や入学を拒否したり、介助者同伴でないとい店させない等の事項が挙げられます。

「合理的配慮の提供」とは障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応（例…コミュニケーション補助のための機

器や介助用品の利用）を必要としているとの意思が伝えられた時に、過重な負担にならない範囲で対応する（事業者においては対応に努める）ことを求めるものです。

法の対象は広く、皆が関わるもの

この法律という障害者とは障害者手帳を持っていない人に限りません。心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象とされています。また、事業者とは、会社やお店など同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行う人たちで、ボランティアグループ等も含むとされています。障害のある人の差別の解消は社会で暮らす全ての人が関わり、取り組むものです。

差別や偏見の背景の一つに理解不足があります。障害のある人の意思や意向を丁寧に確認すること、日常の中にあるバリアの解消に必要なことを地域で皆が一緒に考え、一人ひとりが行動することが求められます。（企画調整・情報提供担当）

福祉のうごき

2016年1月26日～2月25日

Movement of welfare

●EPA 外国人介護福祉士 訪問系サービスを追加の方向

厚労省は2月26日、経済連携協定(EPA)による外国人介護福祉士の活躍を促進するための具体的方策について、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」に示した。介護福祉士の資格を取得した外国人が就く介護事業に訪問系サービスを追加することが柱。

●厚労省調査 特養の10%が看取りの予定なし

厚労省の「2015年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査」で、特別養護老人ホームの76%が看取り期に入った利用者を看取っている一方で、10%は今後も看取りを行う予定はないことが分かった。調査は利用者の医療ニーズに適したサービスを検討するため、介護保険施設等を対象に行われ、特養は798施設が回答した。

●厚労省 児相の体制強化へ

厚労省は3月16日、社会保障審議会児童部会に児童福祉法等の改正案を示した。児童福祉司に国の基準を満たした研修受講の義務化、児相に保健師等の専門職や児童福祉司のスーパーバイザーの配置等を盛り込んだ。「児童相談所体制強化プラン」(仮称)を策定する予定。

●横須賀市 退院後の在宅療養支援に向けた仕組みづくりへ

横須賀市は、退院後に在宅療養生活へスムーズに移行できるよう、平成28年度に病院側と在宅療養支援関係者らによるワーキング・グループを立ち上げる。退院前カンファレンス等の仕組みづくりを進める。

神奈川県弁護士会で行っている 無料電話法律相談

高齢者、障がい者、子どもの人権に関する相談

■みまもりダイヤル (高齢者・障がい者向け)

虐待、財産管理、成年後見、債務、消費者被害、相続、遺言に関する法律相談です。

☎045-211-7720

■遺言・相続お悩みダイヤル

遺言、相続に関する法律相談です。

☎045-211-7719

■子どもお悩みダイヤル

学校問題(いじめ、不登校)、児童虐待、非行問題、犯罪被害等、子どもの人権に関する法律相談です。

☎045-211-7703

受付時間(平日)

9:30~12:00、

13:00~16:30



神奈川県弁護士会
Kanagawa Bar Association

<https://www.kanaben.or.jp/>

横浜弁護士会が「神奈川県弁護士会」に変わります

横浜弁護士会は平成28年4月1日から「神奈川県弁護士会」へ名称を変更しました。

神奈川県弁護士会は、明治13(1880)年6月27日、横浜代言人組合として発足し、弁護士法の施

行により、明治26(1893)年

5月1日に横浜弁護士会となり、123年の時を経て、この度、神奈川県弁護士会となりました。

引き続き、県民の皆様が利用しやすい法律相談をはじめ、法的

サービスを提供してまいりますので、法律問題でお悩みの方は、ぜひ神奈川県弁護士会をご利用くださいますようお願い申し上げます。

法律相談、法教育、人権擁護活動といった当会の活動についてはホームページをご参照ください。(神奈川県弁護士会)

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 **安江設計研究所**

東京都港区高輪 2-19-17-808

Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772

E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp

URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください



株式会社 **あんざい**

横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp